

中央大学特定課題研究費 ー研究報告書ー

所属	法学部	身分	教授
氏名	松原光宏		
NAME	MATSUBARA, Mitsuhiro		

1. 研究課題

（和文）「国法学の自己省察」を考える

（英文）Self-Reflection of Constitutional Dogmatics in Germany and Japan

2. 研究期間

2年間（ 2019 年度）

3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600字程度、英文 50word 程度）

（和文）

当研究計画の進行については、研究計画書「1 研究目的、研究方法など」において、(3)の枠内にて、(1)~(4)として記述した通りである。既に「研究状況報告書」に明らかなように、(1)連邦憲法裁判所判例分析に偏重する傾向をもつ憲法ドグマーティクは、社会の動態的变化への対応が困難になっており、憲法理論及び国家理論等の基礎研究軽視という問題も生じた。(2)その代替提案としては、ケースロー的な思考方式への転換を唱道する学説（レプシウス）や憲法理論の提唱（イエシュテット）が見られた。研究期間の後半は、同「報告書」に記した通り、残る、(3)本邦の憲法学の自己省察及び(4)それに基づく提案について、各々、鋭意取り組んだものである。その結果、法の実務及び学説とのシンビオーシスという観点に従う限り、本邦のドグマーティクは、決して「ドグマーティク」とは言い難く、自己理解から問い直す必要のあること、国家理論及び憲法理論の意義について、ドグマーティクとの関連において再検討しなければならないこと等が、判明している。以上の研究成果については、日独憲法シンポジウム（2019 秋）にて報告済、学術論文としては、今年（2021）春以降、テュービンゲン（ドイツ）にて出版される（現在、校正作業中）ほか、日本では、「ドグマーティクとしての国家」（法学新報 127 巻 7=8 号）として、公表の予定である。

（英文）

This program puts forward the thesis that constitutional dogmatics in Japan must reflect on self-understanding as “legal dogmatics” which have grown to be important for development of law originally as symbiosis between legal practice and legal science.